2012年2月議会 議案と請願に対する討論

2012 年 3 月 16 日 石黒 賀津子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、先ほど行われました各委員長報告のうち、

- 議案第1号 平成24年度大津市一般会計予算、
- 議案第7号 平成24年度大津市介護保険事業特別会計予算、
- 議案第8号 平成24年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計予算、
- 議案第9号 平成24年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算、
- 議案第26号 大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について、
- 議案第37号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、
- 議案第63号 平成23年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、
- 議案第64号 平成23年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、
- 議案第68号 平成23年度大津市水道事業会計補正予算(第2号)、
- 議案第69号 平成23年度大津市下水道事業会計補正予算(第1号)、
- 議案第70号 平成23年度大津市ガス事業会計補正予算(第1号)

及び

- <u>請願第1号</u> 大津市のこどもたちの安全と健康と未来を守るための放射能対策実施に関することについて、
- 請願第2号 福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求めることについて、
- 請願第3号 豊島の汚染土壌の山崎砂利商店搬入中止を求めることについて、
- 請願第5号 大津地域の市民の生命と財産を守る一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防 災事業を含む整備事業の推進について、
- 請願第6号 米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について、
- 請願第7号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求めることについて、
- 請願第8号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについて、
- 請願第9号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについて、

以上、議案11件、請願8件についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第1号 平成24年度大津市一般会計予算です。

構造改革の政治が推し進められる中で、貧困と格差は広がり、国民の生活は追い込まれています。 リストラの促進や労働法制の緩和により、非正規労働者が増大し、ワーキングプアと言われる人た ちは 1,000 万人以上に広がっています。全国各地で孤独死や餓死が相次いでおり、社会保障の拡充 は待ったなしです。

この大津市でも、所得は下がり続けています。市民税を納税する市民の平均所得金額は、1998 年と比べて 18%も減少してきました。生活保護受給世帯は、過去最高の 11.4‰を超え、就学援助を受けている小中学生は約 2 割になっています。こうした状況の中での来年度の予算は、高齢者や障害

者、低所得者など、社会的に支援が必要とされる人たちに手を差し伸べる、暮らし応援の予算が求められています。

2012 年度予算案を見てみますと、妊婦健診の充実、民間保育所施設整備、幼稚園預かり保育の充実、児童クラブ施設改修、小学校大規模改修、中学校校舎増築、中学校昼食調査など、子育て応援施策としての予算、また原子力災害用放射線測定器のリース代、緊急雇用対策、公共交通の検討、JRとの負担比率に問題はあるものの、長年の住民の願いであった膳所駅のバリアフリー化の予算が計上されたことは評価するものです。しかし、深刻な市民生活と営業を応援する予算としては不十分だと考えます。

1 点目は、多額の内部留保を持つ大企業に対して、経済効果が明らかにされていないにも関わらず、工場建設の補助金など約1億円の予算が組まれていることです。

一方で、地域経済、特に中小零細企業にとって大きな波及効果がある住宅改修補助制度、住宅リフォーム制度は、昨年同様 800 万円の少ない予算となっています。貧困対策として、低所得者に対する公共料金の減免制度をつくる、税金の滞納整理だけでなく、各課が連携して生活を支える相談窓口をつくる、公契約条例を制定し、中小企業や下請で働く人への支援を強めるなど、大企業に対する優遇はやめて、暮らしや中小企業応援の予算を拡充すべきです。

2点目は、公共施設の管理運営についてです。

大津市では、2005 (平成 17) 年度から指定管理者制度が積極的に導入され、来年度指定管理導入 施設は92 施設となっています。

私たちは、指定管理者制度を否定するものではありませんが、子育てや福祉に関わる施設の運営については、大津市が直接責任を持つ直営で行うべきであり、文化施設やスポーツ施設についても、直営の中で一部委託をするなど工夫すべきであると考えます。よって、これらの指定管理に伴う債務負担行為については賛成することができません。

3点目は、財源問題です。

5 年間で 148 億円の収支不足、2012 年度は 31 億円の不足が見込まれるため、その解消に向けて 2012 年度は 21 億円を目標で行革プランを進めるとされています。

取り組む項目として、施設使用料等の見直しや職員の定員管理の項目が挙げられています。日本 共産党大津市会議員団は、無駄遣いをなくすことは当然のことと考えますが、市民サービスの低下 や、今の時点で市民負担を増やすことは行うべきではないと考えます。財政調整基金や減債基金、庁 舎整備基金や地域振興基金など90億円の基金、またガス事業会計など内部留保金の一部を取り崩し、 市民生活改善のために使うべきだと考えます。よって、議案第1号に反対するものです。

次に、議案第7号 平成24年度大津市介護保険事業特別会計予算、議案第37号 大津市介護保 険条例の一部を改正する条例の制定については、一括して討論をいたします。

介護保険料については、今でも高い保険料が払えずに滞納する人が増加しています。これに追い打ちをかけるように、来年度の第5期事業計画では、保険料は23%アップの月額5,150円となります。この基準となる世帯は、本人非課税であり、こうした方々に月5,000円以上の保険料は高過ぎます。保険料段階の見直しで、低所得者へ配慮はされましたが、来年度の年金は1.2%の引き下げが

予定されており、高齢者の負担は厳しいと言わざるを得ません。先ほども述べたような財源を使って、負担軽減のため独自の保険料、利用料の軽減措置を講じるべきです。よって、議案第7号、議案第37号に反対をするものです。

次に、議案第8号 平成24年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計予算、議案第63号 平成23年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)については、一括して 討論をいたします。

堅田駅周辺の良好なまちづくりを推進すること自体は、否定するものではありませんが、大津市は雄琴駅周辺土地区画整理事業で、ルール外での一般会計から 31 億円もの持ち出しを行いました。 事業費の抑制に努めてはおられますが、地価の下落は続いており、今の時点で進めるべきものではないと考えます。よって、この議案には反対をします。

次に、議案第9号 平成24年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第64号 平成23年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については、一括して討論をいたします。

そもそも、この事業は、75歳以上のお年寄りを現役世代の保険から切り離して、高齢者の負担を増やし、医療を抑制するためにつくられた制度であり、民主党はこの制度の廃止を大きな公約の一つとして政権についたはずです。また、来年度は、保険料改定により、9.94%アップの1人年額5,250円になるとされています。これまでも議論してきましたように、高齢者を差別する後期高齢者医療制度は廃止し、もとの老人医療制度に戻すべきだと考えるもので、この議案に反対するものです。

次に、議案第26号 大津市市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この議案は、復興財源確保のため、平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人市民税の 均等割の税率について、年額 500 円を加算するというものです。政府は、復興財源のうち 11.2 兆円 を所得税と法人税などの臨時増税で賄うとしています。

しかし、法人税増税の実態は、4.5%の減税をした上で、1割の付加税を3年に限って課すものであり、実質は税率が28%に下がることになります。これでは、10年間で大企業は差し引き11.6兆円もの減税、庶民は8.8兆円の増税になります。大企業は、3年たてばさらに大減税となります。大企業の減税分を穴埋めするための庶民増税では、復興財源は出てきません。よって、この議案に反対するものです。

議案第68号 平成23年度大津市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第69号 平成23年度大 津市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第70号 平成23年度大津市ガス事業会計補正予算 (第1号)については、一括して討論をいたします。

今回の補正予算には、人事院勧告による職員の給与引き下げの予算が計上されています。公務員 の給与の引き下げは、官民競い合っての給与削減につながります。内需の低迷による景気悪化の中 で、ますます市民の懐を冷え込ませるものであり、この3件の議案には反対をします。

次に、請願第 1 号 大津市のこどもたちの安全と健康と未来を守るための放射能対策実施に関することについてです。

食品の放射能汚染については、多くの大津市民も不安を抱いており、特に放射能の内部被曝で発がん性のリスクの高い子どもたちの食べる食品については、放射能測定検査を求める声が上がっています。来年度は、こうした声に応えて、放射能測定器の予算が計上されました。市内の学校園での給食の食材についても測定検査を実施し、結果を公表してほしいという願いは、未来を担う子どもたちの安全と健康を守る上でも当然のことであり、よって、委員長報告に反対し、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第 2 号 福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求めることについてです。

請願趣旨に書かれていますように、福島第一原発事故から 1 年がたっているにも関わらず、事故の実態、事故原因の解明ができない状態です。こうした中で、福井原発から三十数kmに位置する大津市民の不安は非常に大きいものがあります。ストレステストでも、安全性が十分でないと言われる中、福井での定期検査中等で再稼働していない原子力発電所の再稼働に反対する趣旨は妥当であります。よって、委員長報告に反対し、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第3号 豊島の汚染土壌の山崎砂利商店搬入中止を求めることについてです。

この請願は、請願第 4 号 「豊島汚染土壌」の伊香立学区内への搬入に関することについてと同趣旨であり、地域住民の切実な声に応えようとするものであり、ともに採択すべきと考えるため、委員長報告に反対し、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第5号 大津地域の市民の生命と財産を守る一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防災事業を含む整備事業の推進についてです。

東日本大震災を契機に、全国で防災計画の見直しが行われています。河川や道路、公共構造物の維持管理などは、国と地方がそれぞれの責任のもと、お互いが連携して、災害から国民の命、財産を守ることが求められています。

大規模災害の救援、復興で大きな役割を発揮してきたのが、国土交通省地方整備局です。広域基盤整備については、国が体制や財源についても責任を持つべきであり、日本共産党は国の出先機関である国土交通省地方整備局の廃止については反対です。よって、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第6号 米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日 米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択についてです。

日米地位協定と密約により、日本の主権が侵害されています。隣接する高島には饗庭野演習場があり、毎年のようにここで日米合同演習が行われます。高島市での米軍滞在は、当然大津市にも大きな影響があり、いつ事故や事件が起きても不思議ではなく、大津市民が密約破棄と日米地位協定の見直しを求めることは当然のことです。よって、委員長報告に反対し、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第 7 号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求めることについてです。

1997 年に消費税が 3%から 5%へと引き上げられたことによって、1996 年度に約 90 兆円であった

税収総額が、2010 年度には約76兆円へと14兆円も減少し、景気が後退し、経済成長も止まったままです。今、その時よりも家計の所得が減少している中で、消費税を10%へ引き上げることは、いっそう消費を冷え込ませ、景気破壊につながります。中小企業者や年金生活者だけでなく、経済三団体の一つである日本商工会議所も、過去の消費増税が経済成長にマイナスの影響を与えたと、慎重な対応を政府・与党に申し入れています。また、大震災と原発事故で、被災地では非常に苦しい生活が強いられています。

こんな時に消費税を増税することは、さらに地域経済を冷え込ませ、国民の暮らしや営業に大きな打撃を与えることは明らかです。よって、委員長報告に反対し、この請願の採択を求めるものです。

次に、請願第8号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについて、請願第9号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについては、関連をいたしますので、一括して討論いたします。

2006 年当時の政府は、基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げる財源として、高齢者の年金課税強化と定率減税の縮小、廃止を行いました。しかし、この増収分のうち、基礎年金財源に充てたのはわずか 4 分の 1 です。それを今になって、まだ財源が確保できないと、不足分を交付国債という形で確保し、その財源を将来の消費税増税で賄おうとしています。低所得の人ほど負担の重い消費税を増税するべきではありません。財源は、歳出の無駄の削減、大企業、高所得者層への応分の負担で賄うべきであります。

また、民主党の提案している最低保障年金は、2016 年度から新しい制度を導入しても、完全に切りかわるのは 2075 年と、約 60 年もの期間がかかり、今まさに困っている高齢者に適用するものではありません。憲法第 25 条の生存権を保障するためにも、無年金、低年金の人には、直ちに国庫負担分 3 万 3,000 円を支給する緊急措置がとられるべきであります。よって、この請願の採択を求め、委員長報告に反対するものです。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして討論といたします。